

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成27年2月18日提出

議会議員 柳 田 秀 憲
同 渡 辺 光 雄
同 松 下 賢一郎

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市病院事業に係る公営企業の設置等に関する条例（昭和46年藤沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号イ中「500,000円以上の」を「3,000,000円を超える」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市病院事業を設置してから今日までの43年間における物価上昇等を踏まえ、医療事故等による患者等への損害賠償の迅速な対応とその精神的、経済的な負担の軽減を図るため、所要の改正をする必要による。